

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所 1 号館 2 階の市政資料室で公開しています。

.....

佐 倉 市 教 育 委 員 会 会 議 録〔会議概要〕

令和 6 年 2 月教育委員会会議：定例会

期 日 令和 6 年 2 月 2 1 日（水） 開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 5 時 1 5 分

会 場 社会福祉センター 3 階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 熊倉 夏子 委員
柴内 靖 委員

傍 聴 者 3 名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱)	村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱)	榎本 泰之
	教育総務課長	菊間 明美	教育センター所長	松原 和弘
	社会教育課長	舎人 樹央	文 化 課 長	猪股 佳二
	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦	教育総務課企画財務班	伊藤 浩司
	学 務 課 学 校 管 理 班	木村 亮		
事 務 局	教育総務課教育総務班長	千々岩和代	教育総務課教育総務班	實川 和博

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長、柴内委員、社会教育課長より 5 件報告 (教育長)

佐倉市の中学校部活動地域移行に係る保護者説明会、令和 5 年度第 2 回教育長教育委員研修会、校長会議、佐倉市内 5 校の県立高等学校等との包括連携協定式、教頭会議について報告する。

なお、教育長教育委員研修会については柴内委員から、県立学校等との包括連携協定式については社会教育課長から報告する。

初めに、1 月 28 日に佐倉ハーモニーホールで開催した中学校部活動地域移

行に係る保護者説明会について。当日は、約 150 名の保護者の方に参加いただいた。千葉県教育庁北総教育事務所部活動地域移行総括コーディネーターの金子保敏様から県の方針をお話いただき、その後佐倉市の取組について説明した。質疑応答では、令和 7 年度以降の部活動地域移行の予定や受益者負担について質問が上がるなど、保護者が懸念していることを知るよい機会にもなった。当日の説明内容及び参加者からの質問については、佐倉市ホームページにも掲載している。

次に、2 月 5 日に中央公民館で開催した校長会議について。最近感じることをとして 2 点話した。1 点目は、対話を重視した学校づくりについて。次年度の教育課程の検討を通して、自分たちはどんな学校を目指したいのか、最上位の目標について対話し、合意するところから始めてほしい。さらに、子ども同士の意義深い対話を成立させるためには、大人こそが十分な対話ができなければならないという話をした。

2 点目は、教師にも子どもにも規範意識の涵養が重要ということ。いじめ問題への対応、職員の育成や不祥事防止などへの対応から改めて規範意識を育むことが重要であると感じている。指導の際には、上からの規範意識の涵養や道德教育をすることでは難しく、自分たちが大切にされているとか人権が尊重されているということが実感として感じられる場面により、自分の加害行為の深刻さなどを認識できるのではないかという話をした。校長が教職員を指導する上で、「自分のことを真剣に考えてくれる校長だ、これだけ自分のことを考えてくれるのなら、期待に応えよう」という気持ちが芽生えるような指導をお願いした。

続いて、2 月 9 日にスポーツ資料館で開催した教頭会議について 2 点報告する。1 点目は、忙殺を充実へということ。年度末から次年度のゴールデンウィーク明けまでの期間は、特に多忙を極め、様々な悩みや業務に追われる教頭先生方だが、計画的に進める中で少しでも多く現状からの改善を図ることで充実感を味わってほしい。

2 点目は、「何をするか」から「どうしたいのか、それはなぜなのか」という対話の場面をつくってほしいということ。言い換えれば、対話を重視した学校づくりを進めてほしいということだが、忙しくて時間が取りにくい中ではあるが、「子どもたちをどのように導きたいのか、それはなぜなのか」といった対話を重視することは学校運営を円滑に進める上で重要だと考えるということ。対話をせずに「何をするか」に終始することがないようにということ話をした。

(柴内委員)

教育長教育委員研修会について報告する。

研修会は 1 月 26 日の金曜日に流山市のスターツおおたかの森ホールで行われ、教育長、熊倉委員と 3 人で出席した。テーマは、コミュニティスクールの導入に関して。2 部構成になっており、前半は千葉大学の天笠先生からの講演であった。演題については、「千葉県におけるコミュニティスクールの現状と課題」であった。その中で、初めにコミュニティスクールの導入率についてという話があり、全国の学校数で見た場合、全国の 52%の学校が既に

コミュニティスクールを導入している。ただ、千葉県についての導入率は低くて、33.1%という状況だと。では自治体的に見たときにどうなのかということで、全国の自治体としての導入率は74.1%、千葉県の場合は57.1%という報告があった。

続いて、コミュニティスクールが問いかけているということで、3つの視点でお話があった、1点目は学校教師の依存を見直すこと。2点目は学校運営を共に担うと、地域の方と保護者の方で担うと。3点目は問われる地域の力ということでお話を伺った。その後、実際にコミュニティスクールを導入することによって、学校の教育課程を保護者や地域の方の理解促進を図れること、あるいはコミュニティスクールの中心にある学校運営協議会によって学校運営に対して保護者や地域の力を取り入れていくことに、その意義と有効性があるということに対して再度確認することができた。

2部構成の後半は、パネルディスカッションの形式であった。既に導入している県内の柏市、鴨川市、睦沢町、長南町の4つの教育委員会の教育長がパネラーになり、発表があった。地域特性を生かした内容であったり、組織を構築していて具体的にすることができ、大変勉強になった。ただ、千葉県では全国に比べて導入率が低いという点からも、導入している市町村の各学校の校長先生方が、例えば組織をつくる上で、あるいは学校運営協議会のメンバーを選ぶ上でとか、様々な実際の学校現場では課題もあるのではないかと。それをもう少し具体的に聞ければさらによかったという感想を持った。

例えば、今の話の中でコミュニティスクール、学校運営協議会をつくることによって、メリットは当然分かるが、つくる上での労力であったり、組織上の課題であったり、そういうものが具体的に出てこない、難しいと感じた。佐倉市の場合は独自の形で学校運営協議会という形ではなく、運営委員会として今進めているので、もう一度このコミュニティスクール、学校運営協議会の内容であったり、課題というものをさらに研究した上で、同じような方向で進めていただけるのがいいかなと感じた。

(社会教育課長)

2月8日の夢咲くら館における佐倉市内5校の県立高等学校等と佐倉市の包括連携協定式について報告する。

当日は、教育長、柴内委員にご臨席を賜り、盛大に開催することができた。今回の協定は、佐倉市が市制70周年を契機に市制100周年となる30年後を見据え、未来の地域社会を担う若い世代の発想力と行動力を生かし、千葉県立高等学校等と相互に協力、連携した取組を推進することにより、「持続可能なまち・佐倉」の実現に寄与することを目的としている。

当日は5校の校長先生をはじめ生徒にもご出席いただき、締結式を行うことができた。また、第2部のプレ文化祭ではさくら分校の販売会や佐倉高校の音楽部、佐倉西高校のダンス部の皆さんの活動の成果を発表することができた。また、佐倉東高等学校には、昨年12月に佐倉市議会との意見交換で学んだ私たちが住んでいるこの佐倉のまちづくりについてを高校生の視点からスピーチいただいた。佐倉南高等学校には、当日の運営ボランティアとして参加され、今回の経験を10月の記念式典などに生かしていきたいと感想をい

ただいた。今後とも、市制施行 70 周年を契機として様々な場面で、5 校の生徒が活躍される場面を創出し、小中学校とも連携できる事業にも取り組んでいきたいと考えている。

② 印教連教育功労者表彰について【学務課長】

印旛地区教育委員会連絡協議会が表彰している令和 5 年度の印教連教育功労者表彰の受賞者について報告する。

今年度は、2 月 2 日金曜日に印旛教育会館において表彰式が行われた。その中で賞状の伝達がされ、本市からは 12 名の方が受賞された。資料のとおり、受賞したのは 8 名の校長先生、2 名の教頭先生、1 名の事務長、1 名の教諭が受賞をされた。12 名の先生方は、それぞれに教育行政や県や郡、市町で活躍され、印旛教育に多大な貢献をしたということで受賞されたものである。

③ いじめの件数について【指導課長】

いじめの状況について報告する。1 月末日のいじめの認知件数は、小学校が 290 件、中学校が 217 件の合計 507 件。いじめの内容で多いものとしては、年間を通してだが、冷やかしからいなどの言葉によるものが 301 件、約 59%になっている。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりするが 90 名、全体の 18%となっている。

④ 感染症の状況について【指導課長】

1 月 13 日から 2 月 16 日までの感染症の状況について報告する。インフルエンザが 1,210 名、新型コロナウイルス感染症が 417 名、溶連菌感染症が 20 名、咽頭結膜熱が 6 名、水痘 5 名、流行性角結膜炎 5 名、感染性胃腸炎 4 名、流行性耳下腺炎、そしてアデノウイルスが各 2 名。1 月 13 日以降、インフルエンザによる閉鎖は、学年閉鎖が 9 学年、学級閉鎖が 38 学級。新型コロナウイルス感染症による閉鎖は、学校閉鎖が 1 校、学年閉鎖 3 学年、学級閉鎖 2 学級。感染状況としては、インフルエンザの B 型の感染者が増加している状況である。今後も基本的な感染防止の取組を継続してまいりたい。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。インフルエンザと、新型コロナウイルス感染症について、先週の第 7 週、2 月 12 日から 2 月 18 日、印旛市郡医師会内の定点当たりの数は、インフルエンザがトータルで 553 名、定点当たり 23.04。新型コロナウイルス感染症が 424 名で 17.67。新型コロナウイルス感染症は 20 を切った。一番のピークは、新型コロナウイルス感染症だが、第 5 週の 1 月 29 日から 2 月 4 日でトータル 711 名、定点当たり 29.63 なので、30 に迫る勢いだったが、その後減ってきて、第 6 週、先々週 2 月 5 日から 2 月 11 日がトータル 482 名の定点当たり 20.08 になった。第 5 週の 1 月 29 日から 2 月 4 日は、インフルエンザを抜いて新型コロナウイルス感染症が増えていたが、先々週の第 6 週、2 月 5 日から 2 月 11 日だとインフルエンザのほうが新型コロナウイルス感染症より増えて、インフルエンザが定点当たり 23.54。ここでまた逆転をして、インフルエンザのほうが多かった。インフルエンザも、今お話ししたように、先週は定点当たり 23.04 だったの

で、減ってきた。新型コロナウイルス感染症のほうが減りは大きいですが、まだインフルエンザも 20 を超えており、新型コロナウイルス感染症も 17 を超えているので、油断をしないようにしていただきたい。症状としては高熱の場合と熱が出ない場合と新型コロナウイルス感染症は両方混在している。インフルエンザは同じように高熱、それから関節痛、咽頭痛、咳、たんというような典型的な症状が出ているので、こちらは分かりやすいと思う。新型コロナウイルス感染症のほうが分かりにくいので、もし家庭内で感染した場合、大体そのおうちの中で感染してしまうため、両親が感染して児童生徒が大丈夫と言っても、念のためチェックだけしたほうがいいかもしれません。予防策は一緒にやっていただきたい。

それから、溶連菌が意外と少なかったが、印旛市郡医師会内では先週の第 7 週、2 月 12 日から 2 月 18 日で定点当たり 6.5、総数で 104 名出ている。報告のあったのは佐倉市内なので、単純には比較できないが、定点当たり 6.5 あった。感染性胃腸炎が相変わらず多くて 127 名、定点当たり 7.94 あるので、これも注意をしていただきたい。春休みまで時間がなく、今日から寒くなっているのもう一回感染症の勢いが強くなるかもしれない。十分注意をしていただきたい。

3 議決事項

議案第 1 号 令和 6 年度佐倉市当初予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、歳出予算の総括。令和 6 年度当初予算における教育委員会所管分歳出予算の総額は、54 億 3,039 万 3,000 円である。令和 5 年度当初予算と比較すると、約 4 億 3,000 万円の増額となる。なお、令和 5 年度当初予算については、市長選挙が実施された関係で骨格予算となっていたので、資料の令和 5 年度予算額は 6 月補正後のものとなる。

予算を大きく分類すると、毎年度必要となる経費の経常事業と、政策判断に基づく経費や臨時的に必要な経費の臨時事業の 2 つに区分している。経常事業は、総務費を含めると約 36 億 6,000 万円、うち職員人件費が約 13 億円となり、政策的経費・臨時事業は約 17 億 7,000 万円となっている。

続いて、2 ページ。教育委員会所管分の歳出予算に係る項別内訳。令和 6 年度当初予算は、令和 5 年度当初予算と比較して、教育総務費や小学校、中学校費、保健体育費が増加する一方、特に社会教育費が減少している。教育総務費の増加については、教科書指導書購入事業や特別支援教育推進事業の増等によるものである。また、小中学校費の増加については、学校施設の改築、改造事業に係る費用の増加によるもの、また保健体育費については学校給食食材支援事業の増等となる。一方、社会教育費については、旧佐倉図書館跡地駐車場整備事業が完了したことに伴い、大きく減少している。

続いて、3 ページから 6 ページまでは経常事業の一覧。経常経費については、全体で見ると令和 5 年度当初予算と比較して増額となっているが、光熱水費をはじめ様々な物価上昇の影響により令和 6 年度についても、依然厳しい状況となっている。

続いて、7 ページから 8 ページは政策的経費・臨時事業の一覧。令和 6 年

度当初予算の主な特徴としては、物価高騰が続く中、事業の優先度など必要な事業を見極め、着実に実施していこうとするものになっている。具体的には、これまで取り組んできた特別支援教育、英語、外国語活動をはじめとした様々な事業について継続的な推進を図りながら、きめ細やかな教育の充実を図ろうとするもの、一方で部活動地域指導事業や小学校水泳指導委託事業など、拡充して取り組んでいくもの、また学校施設や設備の老朽化に対して安全、安心な学習環境を整備しようとするもの、さらには施設開館の記念に向けた取組や社会教育施設の設備を改修するなどにより、市民の学習環境を充実させようとするものなどが挙げられる。

続いて、政策的経費・臨時事業のうち、増額となる主な事業について一覧に沿って説明する。資料の7ページ、ナンバー4、教育センターの学校図書館活性化事業については、学校図書館を活性化し、効果的な支援を充実させるため、各学校へ学校図書館司書を適正に配置するために要する経費である。

次に、ナンバー5、学務課の教科書指導書購入事業については、教科書改訂など教師用教科書や指導書等の購入に要する経費である。

次に、ナンバー6、指導課の英語・外国語活動推進事業については、国際理解教育や英語教育を推進するため、英語指導助手、ALTを任用し、小中学校へ派遣するために要する経費である。

次に、ナンバー7、教育センターの特別支援教育推進事業については、特別支援教育支援員の任用や教員支援委員会の運営に係る経費である。

次に、ナンバー9、学務課の少人数指導支援推進事業については、児童生徒数が多い学級を数多く抱える学校に少人数学習支援教員を配置するために要する経費である。

次に、ナンバー13、指導課の部活動地域指導事業については、学校や地域の実情に合わせた幅広い実証例を集めるため、市内11中学校、各11部活の地域移行実証を行うために要する経費である。

次に、ナンバー17、同じく指導課の小学校水泳指導委託事業については、プール施設を持たない、もしくは老朽化により自校での水泳指導の実施が困難な小学校における水泳指導を委託するために要する経費である。

次に、ナンバー18と22、学務課の学校情報機器整備事業については、小中学校においてコンピューター等の情報機器を活用した学習環境の整備充実を図るため、学校用パソコン賃借料、ソフト使用料、回線使用料等の経費を計上するものである。

次に、ナンバー21、ナンバー24、教育総務課の学校施設改築・改造事業については、小中学校の施設、設備を改修する経費やトイレ改修に向けた設計業務または校舎照明のLED化改修や今後の学校の在り方、基本方針等策定支援業務委託などに要する経費を計上するものである。

続いて、8ページ。ナンバー30、文化課の日本遺産活用推進事業については、「城下町佐倉絵図集成」の刊行や、展示パネル作成のほか、文化財保存事業補助に要する経費などを計上するものがある。

次に、ナンバー43、音楽ホールの市制施行70周年・開館40周年記念公演事業については、周年記念公演の開催に要する経費を計上するものである。

次に、ナンバー45、美術館の美術館施設改修事業については、空調設備改修に係るE S C Oサービスや変電設備等交換業務委託に要する経費を計上するものである。

次に、ナンバー49、指導課の学校給食食材支援事業については、学校給食の米やパンの主食を市が公費調達するために要する経費を計上するものである。

政策的経費・臨時事業のうち、増額となる主な事業については以上となる。9ページから19ページについては、ただいま説明した政策的経費・臨時事業の歳出の詳細を財源となる歳入と併せて記載している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1ページの歳出予算の総括、第2款の総務費について、市史編さんに要する費用の627万5,000円は、全て市史編さんに要する費用ということか。

【教育総務課長】

こちらの2款については、全て市史編さんに関わる経費の予算となっている。

【委員1名より】

この内訳は、この歳出の中で書いてあるか。

【教育総務課長】

例えば、3ページのナンバー1とナンバー2になり、一番上、市史編さん室の一般管理事業と資料等整理保存事業ということで掲げている。

【委員1名より】

一覧表ではなく、9ページ以下の一覧表以外のところではどこか。

【教育総務課長】

10ページに市史編さん費の費用を載せている。

【委員1名より】

これだと58万3,000円しかないが、あとはどこか。

【教育総務課企画財務班長】

10ページの資料については、政策的経費の細かな内訳になり、これと3ページの経常の一覧の上から2つを足すと627万5,000円になる。

【委員1名より】

学校の運営事業費が軒並み減額になっている。例えば経常事業一覧の20番と27番、小学校の場合は648万7,000円それから中学校の場合は321万1,000円。この内訳だと、光熱費とか消耗品が分類として書かれており、物価が上がっているのに減額ということか。

【教育総務課長】

減額の理由については、光熱水費が減額されている。来年度から学校の普通教室のLED化工事を進めており、その分電気代が削減される見込みで、その費用はLEDに回して、光熱水費を削減した積算になっている。

【委員1名より】

そうすると、政策的経費・臨時事業の7ページ目、21とか24の中には

その改善費は入っているのか。

【教育総務課長】

臨時事業のE S C Oサービス委託料として金額は計上しており、資料 13 ページの学校建設費の小学校施設改築・改造事業の中でE S C Oサービス委託料を計上している。

【委員 1 名より】

経常事業 3 ページ、28 番の保健管理事業について、12 万 6,000 円の減になっているが、生徒数の減によるものか。それともほかの理由があるのか。

【指導課長】

生徒数の減によるもので減額になっている。

【委員 1 名より】

5 ページ、佐倉図書館、70 番の職員人件費が 316 万減っている。これは職員数の減で、退職あるいは退職関係なく減になったか、どちらか。

【社会教育課長】

人数の増減ではなく、例えば手当の金額を 5 年度ベースで見たということから算出されているものである。

【委員 1 名より】

今、賃金上昇を目指すというのが国の政策になっているが、それでも減るわけか。

【社会教育課長】

給料本給自体が変わっているわけではないが、手当の部分等で調整されているところで、決して安くなっているとか、そういうわけではない。

【委員 1 名より】

政策的経費・臨時事業の 7 ページ、4 番の教育センターの学校図書館司書で 502 万 9,000 円の増額になっている。13 名の報酬になっているが、各学校ごとに司書は置いていなかったか。

【教育センター所長】

34 校に 11 名、本年度配置をしている。1 人当たり 3 校から 4 校を担当している状況。それが来年度は 13 名ということになっている。

【委員 1 名より】

そうすると複数掛け持ちということで、その下の 6 番の英語指導助手 19 名と同じように掛け持ちをしているということか。

【教育センター所長】

掛け持ちをしている。

【委員 1 名より】

7 ページ、17 番、水泳授業の指導委託料について、今 5 校の予算が取られているが、今後どのくらいの校数で増えていくか、見通しはできているか。

【指導課長】

来年度については 4 校増える予定だが、その後はプールの状況や、その都度考えていくような、目標としては増やしていきたい状況である。

【委員 1 名より】

4 校増えるということは、5 プラス 4 ということか。

【教育総務課長】

佐倉小ほか 5 校ということで、全部で 6 校になる。当初は、本年度は 2 校開催しており、さらに 4 校足して全体で 6 校ということ。

【委員 1 名より】

7 ページの 5 番の学務課の教科書指導書購入事業、来年度教科書が変わる関係でという解釈でいいか。

【学務課長】

令和 5 年度小学校の改訂が行われ、次年度中学校の教科書が改訂されるので、それに合わせて指導書等も新たに購入する予定になっている。

【委員 1 名より】

では、中学校分ということか。

【学務課長】

中学校分である。

【委員 1 名より】

歳出のところで、報償費で委員謝礼というのが幾つかあるが、13 ページの学校建設費、小学校施設改築・改造事業の報償費の委員謝礼 28 万 1,000 円と、16 ページの井野長割遺跡保存整備事業の報償費の 7 万 2,000 円、委員謝礼、これはどの委員会の委員に支払われているか。

【教育総務課長】

13 ページの報償費、委員謝礼 28 万 1,000 円は、来年度と再来年度の 2 か年で学校の在り方の基本方針の策定を進めようとしている。また、長寿命化計画の改訂を行う予定になっており、その懇話会の委員を想定している。

【委員 1 名より】

それは何人ぐらいか。

【教育総務課長】

懇話会は 6 人ぐらいを想定している。

【委員 1 名より】

年何回か、定期開催か。

【教育総務課長】

まだ予定の段階だが、2 か年で 8 回開催できればと考えている。

【委員 1 名より】

1 回ずつ報酬が支払われるのか。

【教育総務課長】

日当という形で想定している。

【委員 1 名より】

16 ページ、井野長割遺跡はどの委員か。

【文化課長】

国の指定史跡、ユウカリが丘のイオンタウンのすぐ近くにある井野長割遺跡の整備検討委員会の委員報酬である。

【委員 1 名より】

これは何人か。

【文化課長】

今のところ 6 名としたい。

【委員 1 名より】

これも定期開催か、それとも臨時開催か。

【文化課長】

計画整備の進捗に合わせて、定期ではない、随時行っていく。

【委員 1 名より】

16 ページの日本遺産活用推進事業の報償費が 32 万出ているが、原稿執筆は一人に頼んでいるか。それとも複数か。

【文化課長】

佐倉市制 70 周年を記念して、佐倉の城下町と城絵図を、全国各地に 10 点ほどあるが、そういったものを集成した本を刊行する予定。その中で、専門家の方に何人か執筆を依頼する計画をしている。

【委員 1 名より】

専門家が何人かによるが、32 万では少ない気がするが。

【文化課長】

予定しているのが城、城郭、中近世の城跡の専門の方、近世を研究している方、主に大学の研究者の方をお願いしている。先生方の研究活動の一環としてお願いしており、その予算で行う予定である。

【委員 1 名より】

令和 6 年 4 月から市長部局に移管する所属の令和 6 年度の予算は、教育委員会で審議していいのか。

【教育総務課長】

当初予算の議会への審議をお諮りするタイミングが、3 月の 2 月議会を予定しており、その段階では教育委員会として予算を計上する。

【委員 1 名より】

そこから先の 4 月以降は、教育委員会は関係なしということになるか、補正の場合は。

【教育総務課長】

4 月以降、市長部局に移管した所属の予算については、市長部局の予算として取り扱うことになる。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 令和 5 年度佐倉市 2 月補正予算（教育委員会所管分）について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の 1 ページ、2 月補正予算の総括。表の右から 3 列目、太枠の 2 月補正額について、教育委員会所管に係る歳入予算は 6 億 3,481 万 5,000 円の増額、歳出予算は 7 億 1,226 万 4,000 円の増額となっている。

続いて、2 ページ以降は歳入予算に係る資料となっており、主なものを説明する。なお、黒で四角く囲んでいる歳入が教育委員会の所管に係る歳入となっている。

資料6 ページ、上段の5、教育費国庫補助金の1、小学校費補助金、4、学校施設環境改善交付金。こちらは、令和6年度に予定している小学校トイレ改修及び臼井小学校運動場改良工事で活用しようとするものである。学校施設環境改善交付金が国の令和5年度補正予算で成立したことに伴い、今回の2月補正予算で前倒し計上しようとするものである。

続いて、その下の2、中学校費補助金、3、学校施設環境改善交付金について。小学校と同様に令和6年度で予定しているトイレ改修、臼井西中学校屋外環境整備工事で活用しようとしている補助金について、今回の補正で前倒し計上するものである。

続いて、9 ページ。中段の3、委託金、3、教育費委託金、1、部活動の地域移行に向けた環境整備事業委託金については、千葉県との部活動地域移行に向けた環境整備事業委託金にかかる委託契約額を計上するものである。

続いて、10 ページ。一番下のところに教育費寄附金が2件あり、いずれもふるさとまちづくり応援寄附金である。

続いて、11 ページ。上から4番目の14、佐倉市民音楽ホール事業基金繰入金については、基金運用により令和5年度末残高が定額の3,000万円を超える見込みとなったことから、定額を除いた389万6,000円を一般会計へ繰り入れようとするものである。

続いて、12 ページ。6、教育債に、市債の増額が13 ページにかけて8件ある。令和6年度に予定していた各事業の財源であるが、それぞれ国の補正予算が成立して前倒しで国庫補助金が交付決定される見込みのため、これと合わせて充当するものである。

続いて、歳出予算の主なものについて。14 ページから27 ページまでは、各事業とも入札や事業の執行により事業費が確定したことによって、予算の執行残額を減額補正するものが主である。

増額補正している主な事業については、初めに14 ページの中段、2目事務局費、4、学校指導一般事務費の学校教育振興基金積立金283万円。これは、ふるさとまちづくり応援寄附金を同基金へ積み立てるものである。

続いて、16 ページ。中段の3目学校建設費、1、小学校施設改築・改造事業2億3,703万6,000円及びその下の2、小学校体育施設整備事業4,719万1,000円の増額補正。これらは、歳入予算でも説明をしたとおりの事業であるが、学校トイレの改修、臼井小学校の運動場改良工事を前倒し計上するものである。

続いて、18 ページ。3目学校建設費、1、中学校施設改築・改造事業5億5,269万円の増額補正。歳入予算でも説明した事業の工事であるが、学校トイレの改修、臼井西中学校屋外環境整備工事を前倒し計上するものである。

続いて、22 ページ。上から2番目、1目社会教育総務費、6、文化振興一

般事務費の文化振興積立基金積立金 25 万 9,000 円について、先ほどの学校教育振興基金積立金と同様に、ふるさとまちづくり応援寄附金を基金へ積み立てるものである。

次に、2 つ下の 13、社会教育施設改築・改造事業 148 万 4,000 円について、中央公民館に係る施設修繕料を計上するものである。

次に、28 ページ。上の表について、繰越明許費の補正が小学校費で 3 件、中学校費で 2 件、社会教育費で 2 件、合わせて 7 件ある。これらは、それぞれ事業の完了時期が令和 6 年度になることから、令和 6 年度への繰越明許費として設定しようとするものである。

次に、同じページ下段から次のページにかけて、地方債の補正で追加が 8 件、変更が 1 件ある。追加については、先ほど歳入の国庫補助金で説明した小中学校トイレ改修、臼井小学校の運動場改修、臼井西中学校屋外環境整備工事の財源とする市債で、前倒しで計上するものである。

次に、変更については、こちらは（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業債について、事業の執行見込額が調ったことから、借入額の限度額を減額するものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

9 ページの学校給食の補助金について、教育費県補助金で公立学校の学校給食無償化支援事業補助金が 470 万 8,000 円減額になっている。補助金を出す件数が社会情勢上増えている気がするが、減額で件数としては減っているということか。

【教育総務課長】

資料 26 ページに歳出の減額が載っており、第 3 子以降の学校給食費の補助金が 900 万減額している。それに伴う補助金が減額になっており、見込みよりも実績が少なかったという状況である。

【委員 1 名より】

これは単純に第 3 子以降が少なかったということか。

【指導課長】

第 3 子以降の数が少なかったということである。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 第 3 次佐倉教育ビジョン中期推進計画の策定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本計画は、第 3 次佐倉教育ビジョンの計画期間のうち、令和 6 年度から 9 年度までの中期 4 年間に推進していく個別具体的な教育施策を策定するものである。教育委員会内の各所属と検討協議の下、作成した素案を、昨年 12 月定例教育委員会会議で協議いただいた意見を踏まえて整理した。

12月定例教育委員会会議でいただいた意見の対応については、初めに資料の9ページ。基本方針とその施策の方向性を示しており、ページ中段に【これまでの取組みと課題】、かぎ括弧で表記しているが、前回の案ではこちらの項目名を【現状と課題】としていた。こちらは前期推進計画を踏まえた取組を記しているの、いただいた指摘を基に、より分かりやすい表現として、【これまでの取組みと課題】の項目名に修正した。なお、9つの施策ごとにこの表記があるので、以下全て修正をしている。

次に、3ページ。第3次佐倉教育ビジョンに基づく施策の体系について。右側の施策の黒丸、上から9番目に「一人ひとりのニーズに応じた教育の推進」とあるが、この「一人ひとり」が、漢字と平仮名と両方とも漢字の表記が混在しているという指摘があった。現在の文部科学省用字用語例では、どちらも漢字表記とすることが現時点では推奨されているが、第3次佐倉教育ビジョンについては、計画期間中のため、教育ビジョンの表記は現行のままとして、今回中期推進計画で新たに位置づける個別の事業内容については漢字の表記を使用したいと考えている。そのほか、字体の統一やレイアウトなどを整理した。

続いて、前回と重複するが、前期推進計画からの主な変更点について再度説明する。資料2ページの下段、文化行政部局事業については、教育ビジョンに基づき市長部局移管後も引き続き中期推進計画の中で位置づけていく旨を記載している。

資料10ページ。ナンバー2、「GIGAスクール構想の推進」については、新規事業である。こちら令和9年度末の目標を100%と目指している。

資料14ページ。ナンバー14、「部活動地域移行の推進」についても、新規事業である。

資料18ページ。ナンバー27、「学校における健康教育の推進」については、これまでの感染症対策支援事業も包含した形となっている。

資料20ページ。下段の【今後の方向性】の中で、学校施設の在り方について検討を進めていく旨を追記している。

資料35ページ。ナンバー55、「生涯学習における『佐倉学』の推進」については、社会教育課、公民館、図書館の取組を計画の位置づけとして統合した。前回の目標値を24%としていたが、今回は40%を目指すとしている。

資料38ページ。ナンバー62、「図書館施設の環境整備」については、これまでの図書館システムの運用事業を統合した。

以上、中期推進計画では前期推進計画を踏襲しながら、また以前より頂戴した意見等を念頭に、時点修正を行い、総事業数は80事業、このうち重点事業は21事業、通常事業が57事業となっている。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市学校医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：令和5年2月の定例教育委員会会議において、令和5、6年度の学校医委嘱議案について議決されているが、佐倉市立内郷小学校学校医を務めていただいていた岡田修先生が閉院により、内郷小学校学校医を退任したい旨の申出があった。それに伴い、後任について印旛市郡医師会佐倉地区理事に推薦依頼したところ、1ページのとおり、学校医委嘱候補者として三嶋泰之先生の推薦があったため、このたび内郷小学校学校医として委嘱する。したがって、2ページの学校医委嘱名簿33番に追加する。

委嘱期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

4ページ目は、委嘱状案を、5ページ目からは佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

三嶋先生については、問題ないが、2ページの委嘱名簿の15番が3校掛け持ちとなっている。3校もやっていると結構大変で、委嘱期間が来年の3月31日なので、そこから先をせめて2校ぐらいに減らしたほうが、越部先生の負担が少なくなると思う。来年の話だが、佐倉地区の理事に意見を言っていたほうがいいかもしれない。こちらからも言うておくが、1校でも大変なときがあるので、3校やるとかなりきついかなと思う。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市学校管理医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：議案第4号で佐倉市立内郷小学校学校医について審議いただいたところだが、同様に佐倉市立内郷小学校学校管理医の岡田修先生の後任について、印旛市郡医師会佐倉地区理事へ推薦を依頼したところ、1ページのとおり学校管理医委嘱候補者として三嶋泰之先生の推薦があったため、内郷小学校学校管理医として委嘱する。したがって、2ページの学校管理医委嘱名簿27番に追加する。

委嘱期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3ページ目は委嘱状案を、4ページには佐倉市学校管理医設置要綱を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

三嶋先生については、問題ないが、別な話で学校管理医は、基本的には本来は産業医の資格を持っていたほうがいい。この30人の先生は持ってい

る先生と持っていない先生がばらばらで、教育委員会として把握はしているか。どの先生が持っているかどうか。

【指導課長】

把握していない。

【委員 1 名より】

医師会でも確認はできるが、学校管理医が必ずしも産業医である必要はないということでやっている。その辺は医師会の問題なのかもしれないが、本来は産業医が担当するほうがよりいいかなということ。参考にしてほしい。

《議決結果》

可決

議案第 6 号 佐倉市学校歯科医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：既に令和 5 年 2 月の定例教育委員会会議において、令和 5、6 年度の学校歯科医委嘱議案について議決されているが、井野小学校学校歯科医を務めていただいていた金森誠二先生のご逝去に伴い、令和 6 年 3 月 31 日まで臨時的に秀島潔先生に担当をしていただいていた。令和 6 年 4 月 1 日からの正式な後任について、委嘱を行うものである。

後任については、印旛郡市歯科医師会佐倉地区代表に推薦を依頼したところ、1 ページのとおり、井野小学校の学校歯科医候補者として横引良評先生の推薦があったため、井野小学校学校歯科医として委嘱する。したがって、3 ページの学校歯科医委嘱名簿 54 番に追加する。

委嘱期間については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 ページ目は委嘱状案を、5 ページ目からは佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第 7 号 佐倉市指定文化財の指定について

文化課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ。対象の文化財は、種別、有形文化財（工芸）。名称は、紺糸威桶側胴具足、附具足櫃・目録。所有者は、宗教法人麻賀多神社。所在地は、佐倉市鏑木町 933—1。

次に資料 2 ページ。本議案で扱う文化財は、令和 6 年 2 月 4 日に開催された令和 5 年度第 2 回文化財審議会において、佐倉市指定文化財として指定するにふさわしいと答申された。

資料3ページは、指定理由書、5ページは議案第8号と共通だが、今回答申があった文化財の図版である。

当該文化財の概要を説明すると、紺糸威桶側胴具足は堀田家重臣の佐治家に伝来した甲冑である。明治39年、1906年9月に麻賀多神社にほかの武具類と共に奉納された。この甲冑は、江戸時代末期に製作されたもので、上級の藩士の甲冑としてふさわしいつくりであると同時に、保存状態も良好で美術工芸品的な価値も高いものである。また、この甲冑を収める具足櫃の蓋裏、内底には佐倉家中、佐治茂右衛門の貼り紙があり、奉納されたことを示す目録も残っている。伝来の過程が明らかな文化財である。

兜鉢の裏に銘がある早乙女家定は、江戸時代末期に活動した甲冑師として知られ、鉢のつくりから見た製作時期と活動時期が一致している。各所の漆塗り、金物は高い水準を示しており、兜鉢と同時期にあつらえたものと考えられている。上級藩士の甲冑としてふさわしいつくりであると同時に、全体として保存状態も良好である。単独の美術工芸品的な価値も高く、またこの三本菖蒲の前立て、兜の正面についているものだが、前立ては天保8年、1837年に佐倉藩が編さんした「御貸具図式 一」、これは佐倉市の所有であるが、ほぼ同寸のものが記載されている。家中で共通した意匠が用いられていたことがよく分かる。

これらの文化財は、佐倉藩の江戸期の甲冑、武具の残存例が少ない中で伝来の過程も明らかで、重臣の家柄が所持していたことが確定できる貴重な例である。歴史的に高い価値を有するところから、指定文化財にふさわしいと答申された。

今後の進め方については、議決後、資料1ページの佐倉市教育委員会告示案により告示する。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この指定について、特に意見はないが、4月から文化課が市長部局に移ると、文化財審議会が理由書を沿えて今までは教育委員会で審議をしていた。4月以降は文化財審議会が答申するのは変わらないと思うが、そこから先は市長部局のどういう形で審議が行われるのか。

【文化課長】

諮問して、文化財審議会から答申をいただく。そうしたら、課で起案して、市長決裁後に告示されるということになる。

【委員1名より】

そうすると、教育委員会がやっている今までのような審議というのはなくなり、決裁で終わってしまうということか。

【文化課長】

令和6年4月以降は、そのような形になる。

【委員1名より】

今まで審議会の答申が否決されたことはないのですが、そのままだろうと思うが、全くこういう合議の形がなくなって、すぐ指定ということになると、心配な面もないことはない、その辺が危惧される。

【文化課長】

文化財審議会は、各分野の研究者と有識者、学識経験者の皆様に審議していただき、専門的な見地から価値を判断していただくので、そこで何か問題が生じるということは今のところ想定していない。

【委員 1 名より】

想定はしていないかもしれないが、教育委員会で拒否される場合もないことはない。今までなかったからいいが、そういうのを飛ばしていきなり判こだけ押すというのはどうかという危惧である。教育委員会の存在意義がなくなってしまう。今までは教育委員会で審議をしているから、しっかり形整えられて指定できていた。その辺が危惧される。今言われたのは、専門家だから文句はないだろう、教育委員会で否定するのは、おかしいだろうという答弁である。今の発言は。

【文化課長】

教育委員会で否定という意味ではなく、あくまでも各分野の文化財審議会委員、各分野の専門の方々の意見をいただいて、諮問、答申をしているので、価値判断については心配がないのではないかと。

【委員 1 名より】

心配がないとか、そういうことではなくて、こういう形でやっているのだったら、それはちゃんと教育委員会で審議したというお墨つきをつけるわけで、その過程がなくなってしまうということ。専門家が大丈夫といったら、では「はい、そうですか」というのでは会議として成り立たないという意味。今の答弁を聞いていると、飛ばしても問題ないということになってしまいが、4月からそういう形になるということ。

【教育総務課長】

手続については市長部局移管後、決裁という手続になるが、やはりこういった会議を踏まえない中での認定という作業になるので、決裁を進めていく中でも、例えば部内であったり、また副市長、市長には丁寧に説明をして、理解と判断をいただきたいと思っている。

《議決結果》

可決

議案第 8 号 佐倉市指定文化財の指定について

文化課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ。対象の文化財については、種別は有形文化財（工芸）、名称は麻賀多神社佐治家奉納武具類、所有者は宗教法人麻賀多神社で、所在地は佐倉市鐺木町 933—1。

次に 2 ページ。本議案で扱う文化財は、令和 6 年 2 月 4 日に開催された令和 5 年度第 2 回文化財審議会で、佐倉市指定文化財として指定するにふさわしいと答申された。

指定理由については、3 ページ。5 ページは、今回答申のあった文化財の写真が、議案第 7 号と共通である。

こちらの当該文化財は、議案第 7 号と同じく堀田家重臣の佐治家に伝来し

た武具類で、紺糸威桶側胴具足とともに神社に奉納された。陣羽織、采配、軍扇、陣笠、弓、馬印、後立、靱、刀筒がある。佐倉藩士が用いた武具類について、文献資料と一致共通する特徴がある。佐倉藩の上級武士がそろえるべき武具類がまとまって現存している。

これらの文化財は、佐倉藩の江戸期の甲冑、武具類の残存例が少ない中で、伝来の過程が明らかである。重臣の家柄が所持していたことが確定できる貴重な資料で、歴史的にも高い価値を有することから、指定文化財にふさわしいと答申されている。

今後の進め方については、議決後、資料 1 ページの佐倉市教育委員会告示案により告示する。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（１）佐倉市教育委員会行政組織規則等の一部改正について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料 1 ページ。2 の背景として、先日令和 5 年 11 月市議会定例会において、佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてが議決され、令和 6 年度から文化に関する事務等が市長部局により執行されることに伴い、今回関係する規則について整備するものである。

また、令和 5 年 8 月市議会定例会において、佐倉市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてが議決され、今年度末で和田幼稚園及び弥富幼稚園が廃園するので、関係規則について整備するものである。

次に、資料 2 ページ。佐倉市教育委員会行政組織規則の新旧対照表である。第 4 条、議決事項、(17)、重要文化財の指定及び解除を行うことを削除する。また、第 9 条、部等の設置及び第 10 条、部及び課の分掌事務においては、文化課部分を削除する。

続いて、資料 4 ページ以降、こちらは佐倉市教育委員会公印規則の新旧対照表である。今回移動する市民音楽ホール、美術館、また廃園する和田幼稚園、弥富幼稚園に関連する公印を削除する。

また、次に資料 8 ページ。こちらは、公印事前押印承認申請書の様式だが、内部間の書式であり、市長部局も同様の書式について押印を廃止しており、こちら併せて押印欄を削除するものである。

資料 9 ページ以降は、関係する規則を掲載している。

今後の予定について、来月 3 月定例教育委員会会議で議案を上程し、令和 6 年 4 月 1 日に施行を予定している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（２）佐倉市教育委員会事務処理規程の一部改正について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料１ページ。先ほどと同様に、文化に関する事務等の市長部局移管に合わせて、関係する規程について整理するものである。また、現在人事課で行っている職員の児童手当の認定事務について、来年度から教育総務課で行うこととなったので、教育総務課の専決事項の整備を行う。

次に、資料２ページ。佐倉市教育委員会事務処理規程の新旧対照表である。こちらは、別表、これは所属長の専決事項だが、文化課長、市民音楽ホール館長、美術館長の事項を削除する。また、教育総務課長の専決事項を修正して、その他各種手当という文言を入れることにより、児童手当の認定事務を対応可能とした。

資料３ページ以降は、関係する規則を掲載している。

今後の予定について、来月３月定例教育委員会会議で議案を上程して、令和６年４月１日に施行を予定している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（３）佐倉市民音楽ホール事業基金条例施行規則等の廃止について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：資料１ページ。今回廃止となる規則は、（１）から（８）までの８つの規則となる。

２の背景としては、先ほどと同様に文化に関する事務等の市長部局移管に合わせて、関係する規則について整備するものである。

３の対応方針について、上記（１）から（８）までの教育委員会規則を、令和６年３月３１日をもって廃止する。

なお、教育委員会規則廃止後、市長部局に移った際に、新たに規則を制定することとなる。

資料２ページ以降は、廃止する規則を掲載している。

今後の予定について、来月３月定例教育委員会会議で議案を上程して、令和６年３月３１日をもって廃止となる予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（４）佐倉市立幼稚園管理規則等の一部改正について
学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の１ページ、佐倉市立幼稚園管理規則等の一部改正について。本件の対象例規は、佐倉市立幼稚園管理規則及び佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則となり、いずれも改正を行うものとなる。

次に、今回の規則改正の背景について。令和５年８月定例会において、発

議案第2号 佐倉市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてが可決され、令和6年3月31日をもって和田幼稚園及び弥富幼稚園を廃止することとなった。これらの幼稚園の廃止に伴い、関係する規則の整理を行う必要がある。

具体的な対応方針について、1つ目として、佐倉市立幼稚園管理規則を改正し、第17条の和田幼稚園と弥富幼稚園を削除する。また、規則内の法律名の整理を行う。

2つ目として、佐倉市立幼稚園預かり保育実施規則を改正し、第2条の和田幼稚園と弥富幼稚園を削除する。また、様式第1号から第7号について、所要の整理を行う。

3つ目として、これらの規則の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

なお、資料2ページから10ページは新旧対照表、11ページから49ページは現行の規則となっている。

今後の予定については、本日の定例会における協議事項提出の後、3月13日の定例教育委員会会議に議案を上程、令和6年4月1日から施行という流れになる。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（5）佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について
学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について。本件の対象例規は、佐倉市立小学校及び中学校管理規則となり、改正を行うものとなる。

今回の規則改正の背景について。改正のポイントが2点ある。1つ目として、本市教育委員会においては、学校における働き方改革を文部科学省及び千葉県教育委員会から示される通知等を参酌し実施しているところ、文部科学省から学校における働き方改革を確実に実施するため、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」等により、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員の標準的な職務を明確にすることが求められている。

本市教育委員会においては、教諭等がその専門性を発揮し、本来の職務に集中できるよう環境整備を行うとともに、学校現場における総務、財務等に通じる専門職である事務職員の校務運営への参画を一層推進することで、働き方改革をさらに進めることができると考えられるため、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を規定する必要があるということ。

2つ目としては、本市教育委員会においては本規則で定める日に各学校に職員や児童生徒の人数把握のため、組織編成報告書の提出を求めている。年々特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、現在の当該報告書の様式

において特別支援学級に所属する児童生徒数の把握がしづらい様式となっている。このことから、様式の整理を行う必要が生じている。

具体的な対応方針について、1つ目として、教諭等及び事務職員の標準的な職務内容を教育長が定めることとする。2つ目として、組織編成報告書に特別支援学級の児童生徒数の項目を設けることとする。3つ目として、本規則の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

なお、資料2ページから3ページは新旧対照表、4ページから39ページは現行の規則、40ページから55ページは文部科学省及び千葉県教育委員会から示される通知となっている。

今後の予定については、本日の定例会における協議事項提出の後、3月13日の定例教育委員会会議に議案を上程、令和6年4月1日から施行という流れになる。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（6）佐倉市立学校教諭等の標準的な職務に関する規程の制定について

学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、佐倉市立学校教諭等の標準的な職務に関する規程の制定について。本件の対象例規は、佐倉市立学校教諭等の標準的な職務に関する規程となり、制定を行うものとなる。

背景について、本市教育委員会においては、学校における働き方改革を文部科学省及び千葉県教育委員会から示されている通知等を参酌して実施しているところだが、文部科学省から学校における働き方改革を確実に実施するため、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」の通知等により、教諭、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確にすることが求められているというところが上げられる。

本市教育委員会においては、教諭等がその専門性を発揮し、本来の職務に集中できるよう環境整備を行うことで、働き方改革をさらに進めることができると考えている。先ほどの協議事項（5）、佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正を受け、教諭、養護教諭、栄養教諭の標準的な職務を具体的に示した内容を規定する必要がある。

具体的な対応方針について、1つ目として教諭等の標準的な職務内容に関して規定する訓令を制定する。2つ目として、本訓令は令和6年4月1日から施行する。なお、資料2ページから6ページは規程内容、7ページから22ページは文部科学省及び千葉県教育委員会から示される通知となっている。

今後の予定については、本日の定例会における協議事項提出の後、3月13日の定例教育委員会会議に議案を上程、令和6年4月1日から施行という流れになる。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（７）佐倉市立学校事務職員の標準的職務に関する規程の一部改正について

学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の１ページ、佐倉市立学校事務職員の標準的職務に関する規程の一部改正について。本件の対象例規は、佐倉市立学校事務職員の標準的職務に関する規程となり、一部改正を行うものとなる。

今回の規程改正の背景について、学校における働き方改革に係る通知を文部科学省及び千葉県教育委員会から示されているところだが、千葉県教育委員会より「事務職員の標準的な職務の明確化について」の通知があり、その通知により事務職員の標準的な職務を明確にすることが求められているというところである。

本市教育委員会においては、平成 25 年に本訓令を定め、事務職員の標準的な職務について示しているところだが、学校現場における総務、財務等に通じる専門職である事務職員の校務運営への参画を一層推進することで、働き方改革をさらに進めることができると考えられるため、事務職員の標準的な職務内容を改正する必要性が生じている。

具体的な対応方針については、１つ目としては事務職員の標準的な職務内容に関して新たに規定を追加する。２つ目として、本訓令の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、資料 2 ページから 6 ページは新旧対照表、7 ページから 8 ページは現行の規程、9 ページから 12 ページは文部科学省及び千葉県教育委員会から示される通知となっている。

今後の予定については、本日の定例会における協議事項提出の後、3 月 13 日の定例教育委員会会議に議案を上程、令和 6 年 4 月 1 日から施行という流れになる。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（８）佐倉市立学校職員服務規程の一部改正について

学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の１ページ、佐倉市立学校職員服務規程の一部改正について。本件の対象例規は、佐倉市立学校職員服務規程となり、改正を行うものとなる。

背景について、本訓令では職員が出張を命じられた際の手続について定めている。本訓令では、出張が命令され、当該命令を受領した場合、所定の簿冊に受領した旨を記載することを求めている。しかし、現行の様式は、千葉県の様式に準拠しているが、一部の項目において本訓令と異なる項目があり、事務が非効率的な状況にあることから、千葉県の様式と統一を図り事務の効率化を図る必要性が生じている。

旅費は、勤務条件の一つと解され、職員の旅費に関する規則等が定められ、旅費の請求に関する様式も規定されているところ、本訓令では旅費の請求に関する様式が整備されていないことから、旅費の支給事務の効率化のため、旅費の支給事務に用いる様式を定める必要がある。

具体的な対応方針について、1つ目として、職員の旅費に関する規則に規定されている旅行命令簿及び旅費の請求に関する様式を、本市においても用いることを規定する。2つ目として、その他様式について所要の整理を行う。

3つ目として、本訓令の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

なお、資料2ページは新旧対照表、3ページから60ページは現行の規程、61ページから64ページは職員の旅費に関する規則となっている。様式については、旧様式が資料の20ページの第4号様式、新様式が資料63、64ページの別記第1号様式から第3号様式となっている。

今後の予定については、本日の定例会における協議事項提出の後、3月13日の定例教育委員会会議に議案を上程、令和6年4月1日から施行という流れになる。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言